

タコの採捕についてのお願い

愛知県知多農林水産事務所水産課

愛知県内の沿岸域には、共同漁業権が設定されています。

共同漁業権は、一定の水面を利用して漁業を営む権利で、排他権が与えられています。

伊勢湾の沿岸においてタコは共同漁業権の魚種であり、共同漁業権内でタコを採捕する行為は漁業を営む権利を侵害する行為として漁業法第197条に基づき罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

漁業法（抜粋）

第197条 漁業権又は組合員行使権を侵害したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

